

環境影響評価審査会 武庫川ダム小委員会 会議録

1 日 時 平成12年3月23日(木) 10:00~16:00

場 所 神戸市教育会館 501号室

2 出席者

(1) 委員

齋藤委員長、朝日委員、小嶋委員、北村委員、田中委員、辻委員、中瀬委員、服部委員、前川委員、松梨委員、山口委員

(2) 事務局

- ・環境政策課 環境影響評価室、自然環境保全室
- ・環境整備課
- ・大気課
- ・水質課

(3) 事業者等

- ・河川開発課
- ・西宮土木事務所宝塚出張所

3 配付資料

武庫川ダム建設事業 環境影響評価に関する第1次住民意見書に対する第1次見解書

4 議事の要旨

<事業者より事業計画等について説明後、質疑>

主な質疑は次のとおり。

(1) 事業計画に関すること

委 員： 河況係数等、現在の武庫川の状況をどのような形で把握しているのか。

事 業 者： 武庫川では、通常時は水位を、洪水時には流量も併せて観測している。
洪水時の流量観測は生瀬と甲武橋で行っている。

生瀬橋での湧水流量は1トンくらいであるが、500km²で1トンというのはかなり小さい数字で、洪水流量と比べると100を超える値となり、河況係数は大きい。

委 員： 利水安全度はどの程度か。

事 業 者： この地域の水供給は、阪神水道事業団を含め琵琶湖総合開発等の中で供給を受けていることから、武庫川については利水安全度は算定していない。

委 員： 昭和20年の292.1mmと計画論の310mmの各降水量は時間雨量なのか。また、予測は武庫川流域500km²の一様な降雨で行っているのか。

事 業 者： 降水量は2日間雨量である。予測条件として用いた雨量は、武庫川流域全体で一様な降雨ではなく、実績の降雨パターンを引き延ばしている。貯留関数法で解析しているため、流域を13個の領域に分割し、それぞれでの

実績雨量を引き延ばして、甲武橋での平均雨量を310mmとしている。この解析には時間雨量が必要であり、武庫川で精度のよい時間雨量が計測されている昭和36年以降の120mm程度以上の13降雨を、甲武橋での平均雨量で310mmとしている。

委員： この計画の策定年はいつなのか。これまでの説明は治水が主体であったが、河川法がいろいろ改正されていく中で環境まで視野に入れようと言う話になっている。利水、親水、景観、環境等はこの計画の中でどう位置づけられているのか。

下流の住民の意見にはCVM議論が入っているのだと思う。例えばダム建設が中止になり、遊水池を建設する際、誰が費用を負担するのかという議論まで本気でやる気があるのか。治水だけでなく、社会的、経済的問題等についてもこの計画の中で議論されているのか。

OHPに示した三田市内の遊水池候補地は、市役所の移転候補地になっていると思うので、再度三田市の土地利用計画を確認すること。

事業者： 治水計画は平成9年11月に河川法に基づき認可を受けている。ダム事業は当初利水目的もあったが、その必要が無くなり現在では治水を主目的としている。その中で、レクリエーションを目的として取り込み、レクリエーション多目的ダム事業という位置づけで関係4市と計画を進めている。下流の内水による浸水区域は、市と協力して対策をやっていき、河口付近では防潮堤の整備等も平行して行っている。

ダム計画は流域の中で治水の安全性を高めるために現実的かつ効果的であり、各市からの要望も強くこの様な位置づけでやっている。

なお、武庫川ダムにCVM法を適用することについては、現在考えていない。

委員： アセスメント手続とは別に、ダム建設計画の中で、治水、利水、環境、生活等を総合的にとらえた計画論を構築する必要がある。

委員： ダムを造らずに被害が出た場合、誰が責任をとるのか。

事務局： 基本的に行政の責任が問われるのではないかと。

委員： この審査会では、はっきりと計画されたものに対してその計画が環境にどのような影響を与えるのかを評価するべきであって、被害の責任問題等まで議論するのは違和感を感じる。また、反対の立場をとる場合も何かあった時の責任をはっきり示して反対して欲しい。

事務局： 住民と十分議論されてから、環境アセスメントに入れればよいのですが。

委員： 審査会では科学的に環境への影響を評価したらよいと思うが、環境以外のことについての住民意見も重要ではあるが、違和感を感じる。

委員： 住民の反対意見の中にも立派な意見はある。防災上の必要性を説いてもなぜ住民は納得しないのか。

事業者： 説明会は平成10年度から行っており、今年に入って西宮市北部や南部で行っている。武庫川の上流では反対意見が多く、下流ほどダムを早く作って欲しいという意見が多くなる。まだ説明を行っていない地域もあるので、

今後も分かりやすい内容で説明を行っていききたい。

委員： アセスメントとは別に、事業としては期限があるのか。

事業者： 現在の河川改修と武庫川ダムの計画は、平成9年に工事实施基本計画を策定したものである。ただし、新河川法になり、新たに河川整備計画を作成する必要がある。利水、環境等を含めた新しい河川法に従った整備計画の策定を環境影響評価と同時並行的に進めている状況である。整備計画についても必要に応じて住民意見を聴くという河川法の精神に基づき進めていく。

委員： 概要書は、ダムを建設する、しないという前提で議論するのではなく、ダムを建設したら環境がどうなるのかという意見を出したらよいと思う。概要書に対するわれわれの見解を十分検討して住民が納得できる準備書を作って欲しい。

委員： 基本的にはそれでいいと思う。住民意見はアセスに対するものではなく、アセスに入るまでの計画論の意見が目立つ。

委員： 武庫川の流域住民でダムより下流で武庫川に入り込んでくる水の流量に関する知見がほとんどなく、どうして、そこにダムが必要なのか説明が欲しいという人もいる。武庫川に流入するトータルの水についての説明をしなければダムの必要性は認識できない。

説明会は、ダム建設賛成者等も含め、多くの人に参加できる公なものではない。

ダム建設により甲武橋での流量がどの様になるのか見えてこない人が多い。パンフレットにある洪水の起きる雨量について、六甲山系がものすごく要因をもっているという意識を持っている人が多く、三田盆地の雨が武庫川に流れ込むという意識を持っている人は少ないと思う。

上流域でダム建設に賛成しているのは武庫川渓谷の流れの強さをよく知っている人だけだと思う。

委員： 事業者の見解に工事着手までに水理模型実験の開始とあるが、準備書では水理模型実験で得られたデータを示し、住民から理解を得られる準備書にして欲しい。

事業者： 水理模型実験は本年度から実施し、現況河道を忠実に縮小したモデルにより、ダムのあるなしの比較等をビデオに撮り、住民説明会等で説明する予定である。

委員： 大阪府の安威川ダムの経過は把握しているのか。

委員： 昭和53年に比べて武庫川下流域の住宅化は進み、堤内地も変化しており、内水氾濫も問題になっている。下流域の危険性がある。

(2) 住民意見、見解書に基づき説明後、質疑

委員： 住民意見を見ると、住民は概要書と準備書の違いが分かっていないようである。概要書の段階から、準備書と同じような内容を求める意見が多く、これではスコーピングが台無しになる。

- 事務局： 記者発表の際に説明したり、縦覧場所にパンフレットの設置等をしていました。概要書という名前から環境影響評価の概要が書かれていると誤解されているのかもしれない。
- 委員： 住民意見で自然調査についての意見があるが、準備書の時に出してもらいたい内容である。
- 委員： 見解書p.19に「事業予定地には、100m近く切り立った崖が連なっているが、これは断層であり、…」とあるが、文学的には断層かもしれないが、通常は断崖というと思う。
- 事務局： 概要書の審査にそぐわない住民意見はカットしてもよいと思いますが、概要書の審査に適し、準備書作成に役立つ意見について検討していただけたらいいと思う。
- 委員： 見解書のp.32に「兵庫の貴重な自然 - 兵庫県版レッドデータブックでの武田尾溪谷のCランク指定について客観性・公平性・透明性に疑問がある…」とあるが、そう受け取ってもらおうと困る。
- 委員： 第1次住民意見書とは、どういうものなのか。
- 事務局： 第1次住民意見書は概要書についての住民意見で、それに対する事業者の見解が第1次見解書である。また、第2次住民意見書は準備書についての住民意見で、それに対する事業者の見解が第2次見解書である。
- 委員： 住民意見についての回答は全てするのではなく、準備書の段階で正式にしたらよいものもあると思う。
- 委員： 見解書p.35に試験湛水は初夏・夏期を除くとあるが、渇水期では水が貯まるまでに時間がかかるのではないのか。
- 事業者： 試験湛水は、非洪水期に実施することになっている。
- 委員： 洪水で水が貯まるようなことがあれば、試験湛水をしなくてよいのか。
- 事業者： 試験湛水は最終的に安全性を確認するものであり、実施時期や水位上昇スピード等が決まっている。武庫川ダムの自然環境を守る観点から、試験湛水の緩和を建設省と協議中である。
- 委員： 試験湛水の目的は堤体強度の確認のためか。
- 事業者： 試験湛水の目的は、堤体の安全性の確認、漏水の確認、貯水池周辺の地盤の安定性の確認等である。武庫川ダム計画予定地周辺は非常に堅硬な岩盤であり、ダムは通常時には、環境への配慮から水を貯めないこととしているため、試験湛水の緩和を建設省と協議中である。
- 委員： 準備書は、概要書で調査項目を挙げ調査してから作成するのか。
- 事務局： 基本的には、概要書は現況調査項目や予測のための調査項目を示して予測評価方法のプログラムを決めるものである。準備書の作成は概要書を審査し、その内容についての意見が出て調査をしてからになります。
- 委員： 概要書のp.95に現況調査概要で調査済みの項目が示されている。一般の人がこの調査結果を見たら、概要書の中にはその結果が示されているとい

う誤解ををすると思う。また、事業者の見解で「実施していると考えています。」という書き方になっているが、既に実施しており、実施済みの中身については妥当であるということが前面になっている。また、実施するかどうかは、次の問題である。

生態系アセスメントについては、概要書の中では行うという記載がないので、住民意見は正しいと思う。これの見解で、生態系アセスメントをやらなくてもいいという書き方はよくないと思う。なぜ必要ないのか記載した方が。

事務局： このダム環境影響評価制度上の扱いについては、条例ができる前の要綱の時代にどのような調査が必要なのか事業者から相談がありました。このため、経過措置案件として取り扱うことも可能でしたが、実際に環境影響評価を行う時には条例が施行されており、住民の関心が強く、慎重な手続を踏んだ方がよいとの判断で概要書の手続から入ることになりました。概要書にはこれまでやった調査を示した方がよいという判断で示していますが、結果までは示す必要はなく、準備書で示せばよいと思います。

事業者の見解で「実施している」とあるが、それが不十分という意見にまとまった場合には、環境知事意見として出して、事業者がそれを受け止めることとなります。

委員： 見解書p.51の事業者の見解で「...適切な調査を行っていると考えます。」「...調査を行っています。」「...準備書に記載します。」とあるが、調査結果を準備書に載せるのか、あるいは調査はしているが準備書には記載しないのか区別が付かない。

事業者： 見解書p.51については、調査を行っているものについては準備書に記載していく。

事務局： この審査会では必要な調査や項目を検討して、知事意見に反映させていただき、必要なものを予測評価してもらうこととなります。

委員： われわれが概要書に対する意見を発言できるのは今回だけか。

事務局： 答申のとりまとめを含めあと3回ほど審査会を予定しており、その中で発言可能である。

委員： 生態系調査が必要ないのはどうしてなのか。

事業者： 指針に基づき調査していることから、各調査項目を積み上げることで指針に沿っての生態系の把握、影響の予測評価ができると考えている。

委員： 見解書p.53の生態系についての住民意見に賛成である。生態系の範囲は、源流域から河口付近であり、場合によっては武庫川の流れが及ぶ大阪湾までも含まれる。また、時間的にも数百年を相手にして考える必要がある。しかし、指針にはそういうことは記載されていないし、分解者についての調査も記載されていない。生態系を考える場合、分解者を抜きにしては考えられないと思う。

委員： アセスメントの中では生物にどのような影響があるのか実質的に評価しなければならぬ。しかし、今回の概要書では、各調査が個別に行われてい

る。例えば、サツキが開花、結実する時にどの様に萌芽するのか調査していないと思う。分解者から、何から何まで全て調査するのが望ましいのかもかもしれないが、そこまで行かないとしても、ある程度の生態系を把握しないと答えは出せないと思う。これまでは生態系調査せずに、各調査項目の羅列でよかったが、今日のように生態系が問題になってきている時にそれでよいのか。

- 事業者： サツキについては、そのような調査も試験的にやっているが、はっきりと萌芽しているサツキの結実に何が作用しているのか知見を得られる段階には至っていない。サツキは渓谷を代表する種で、これらに対する影響は事業者として重く受け止めているので、必要に応じ調査は必要であると思っている。
- 委員： 概要書p.96の生態系の調査期間及び頻度の欄がラインになっているのは、どういうことか。
- 事業者： 概要書p.96には、平成10年度までの調査について記載しており、生態系のみを念頭に置いた調査をしていないということである。各調査からとりまとめることから、その各調査期間が当てはまることになる。
- 委員： 生態系の調査という意識がなく調査したもので生態系調査として組み立てるのは矛盾があると思う。
- 委員： 審査会として、生態系調査をするような意見を出すことは可能か。
- 事務局： これまでの各調査で生態系を説明しきれない場合やこの地域で生態系が大きなウエイトを占めるので絶対に必要であると思われる時には、そのような意見を出すことは可能である。
- 委員： 指針に記載のないものを要求できるのか。
- 事務局： 生態系の調査は難しいと思うが、指針にないから実施しない、というのも適切ではないのではないかと思うが。
生態系の調査は、試験湛水を行う場合とそうでない場合で異なってくると思いますが、試験湛水を行わない場合にも、生態系を念頭に置いた調査が必要でしょうか。
- 委員： 植物、特にサツキのような川の流水辺に存在している植物やそれらをとりにくく植物は試験湛水を行えば確実に絶滅するので、生態系の調査は必要だと思う。試験湛水を行わない時にも、改変される工事箇所については、それなりの調査が必要だと思う。
- 委員： 試験湛水を行った場合、上流では水の冠水による生態系の変化、下流では水を堰き止めることによる干上がりなどによる生態系の変化が懸念される。また、試験湛水を行う場合でも、下流域の維持水量を流す場合には調査方法が変わってくると思う。
- 委員： 試験湛水の時、下流域の最小流量は。
- 事業者： 河川には、維持流量があり、利水者の必要量と川自体の正常流量を合わせたものであり、これらを確保しながら試験湛水を行います。
- 委員： 正常流量には生態系の維持流量は含まれていない。下流域では自己浄化

作用等もあるがそれらを維持して試験湛水できるのか。

委員：生態系を維持するための流量は分かるのか。

委員：BODで分かるのでは。

委員：BODだけでは分からないと思う。

委員：洪水時には2日程度水に浸かり、試験湛水では6ヶ月程水に浸かるので生態系への影響は異なる。

委員：洪水時は2日程度で、生態系への影響はないと断定しているがこれはどうなるのか。

委員：2日程度ならあまり影響はないと思う。生態系では分解者を抜きに考えることはできないが、分解者はプランクトンより変動が大きく、異常発生をしたりするので調査は無理だと思う。

事務局：分解者まで含めた生態系の予測評価をやっているものはあるのか。

委員：分解者まで調査して、予測しているものはないと思う。

委員：今問題なのは、各調査が個別であり、生物間の関連が全くないことだと思う。分解者まで含まないとしても、各調査を関連付けて調査する必要があると思う。生態系という項目がある以上、何らかの具体的調査が必要なのではないのか。

委員：試験湛水は湧水期に行うとあるが、湧水期の流量は確保するのか。

事業者：武庫川の流況等の詳しいデータについては、現水環境管理計画の中でチェック中である。現計画では生瀬橋での正常流量が定められているので、それを確保するように考えている。

委員：試験湛水には青野ダム等の水を利用できないのか。

事業者：青野ダムは治水、利水のダムであり、水道用水の供給という大きな目的があるので、試験湛水等の他の用途に利用するのは難しいと思われる。

委員：調査範囲は現在、谷の一部になっているが、通常は尾根部までの渓谷全体が一番小さい生態系の単位になると思う。

事業者：各調査項目ごとに必要な調査範囲を設定しており、一律に調査範囲を定めていない。調査範囲は適切な範囲だと考えている。

委員：見解書p.57に「景観は、景観生態学で定義される...としてとらえねばならない。」とあるが、この見解はどうか。

事業者：ダムサイトの構造物や湛水区域の出現という観点から、視覚的に事業予定地全体をとらえています。

委員：準備書の提出時期はいつか。

事業者：審査意見書の内容によるが、できるだけ早期に提出したい。

事務局：条例の趣旨からすると、概要書では工事中のことが具体的に触れられていないが、工事の計画が具体的に出てきた時に、委員が工事について分かるような手続をした方がよいのか、それとも、直接準備書で審査してもらうのがよいでしょうか。

ダム等の公共事業では概要書の段階では、工事の詳細設計が決まっていないものがほとんどです。準備書では工事についても入れて予測評価がな

されると思います。住民から意見があるのは、今の段階で工事の内容が分からないからどこで予測評価するのかと問われても意見が言えないのではないのかというのがあります。なるべく早い段階から概要書の手続をしないと、工事や事業に反映できない問題もあります。工事のことまでしっかりと入れた概要書にしてしまうと意見が出てきても事業に反映できなくなります。今の段階で工事内容がはっきりしていないのはやむを得ないと思います。

委員： 準備書の前に概要書の補足的なもので審査するのか。

事務局： 住民はそのようなことを望むかもしれませんが、手続上はありません。

(以上)